

番号	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
11-(1)	外国人技能実習制度における技能実習生の職種・作業多様化への対応	製造業の生産現場において多能工が進んでいる現状が反映され、「技能実習制度推進事業等運営基本方針（厚生労働大臣公示）」では、「関連する技能等」の取得を技能実習計画に含むことが認められるようになったが、必須作業は一職種一作業に限定されている。必須作業について二職種二作業（例：金属プレス作業と射出成型作業等）まで、実習範囲に関する制約を緩和すべきである。	「運営基本方針」では「関連する技能等」を取得することを技能実習計画に含むことが認められるようになったが、必須作業が一職種一作業に限定されており、製造現場で必要とされる本来的な多能工の育成が出来ない為。必須作業について二職種二作業まで実習範囲を拡大することでより生産現場のニーズに即応した多能工技能の取得が可能となる。また、技能実習生が帰国した後も技能実習で修得した幅広い技能スキルを活かしてより広範な就業機会を享受する可能性が高まると期待し得る。	技能実習制度推進事業等運営基本方針（厚生労働大臣公示）
11-(2)	外国人技能実習制度における同一実習実施機関内における複数勤務事業所の事前登録	現在、実習実施機関は技能実習1号申請時に実習生受入事業所を1か所特定し登録しているが、申請時に実習生受入事業所を予め複数事業所登録しておけば、いずれの勤務事業所での技能実習が可能であるように制度の運用を変えるべきである。勤務事業所の変更登録は可能であると理解はしているが、事前に複数勤務事業所を登録することによって技能実習計画が途切れることなく履行することが可能となる。	実習対象事業は顧客からの受注変更が激しい。当該事業者では複数の事業所を保有しており、顧客からの受注変更によっては、各々の事業所間での稼働負荷状況が大きく変動し跛行状態となる。この結果、実習生受入勤務事業所の稼働率が急激に低下することによって、技能実習計画の履行が途絶するケースが頻発している。事前に複数勤務事業所を登録することができれば、実習生受入勤務事業所の稼働率が低下した場合でも、技能実習生を稼働が維持されている他の事業所に迅速に再配置し技能実習計画履行の途絶を防ぐことを期待し得る。	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条、第20条 出入国管理及び難民認定法施行規則（別表第三）
11-(3)	外国人技能実習制度における技能実習生受入れ特例人数枠の拡大	技能実習実施機関の常勤職員数の5%、並びに常勤職員数50人以下の場合は3人/年となっている現在の技能実習生受入人数枠の上限を、きめ細かに拡大すべきである。特に常勤職員50人以下の場合は、例えば常勤職員が5人の場合でも、50人の場合でも受入人数枠は同じ3人/年となっている。	現在の技能実習生受入人数枠の上限では、小規模常勤職員数の実習実施機関において融通性に欠ける為。たとえば常勤職員31-40人の場合には4人、同41-50人の場合には5人などというように、受入人数枠上限が拡大されれば、常勤職員人数が少ない小規模技能実習受入機関でも受入人数を柔軟に設定できる。	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条、第20条 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令

11-(4)	外国人技能実習制度（企業単独型）の申請手続きの簡便化	<p>「技能実習1号イ」（企業単独型）の在留資格認定証明書交付申請に必要な提出書類について、受入企業の規模や技能実習生受入の実績に応じて、書類の削減・簡略化をすべきである。</p> <p>例えば、「技能実習1号イ」（企業単独型）は、在留資格「企業内転勤」の申請で、本邦受入企業等を4つのカテゴリーに区分し異なる取り扱いを行っている例も踏まえ、特に上場企業等が技能実習生を受け入れる場合には、提出書類の削減・簡略化をすべきである。</p> <p>具体的には、下記の書類について、提出不要とする取り扱いをお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 招聘理由書 ・ 技能実習生派遣状 ・ 送出し機関と技能実習生との間で締結された契約書の写し（出向命令書） ・ 技能実習指導員履歴書 <p>また、入国管理局への技能実習の在留資格認定証明書の申請から発給まで1ヶ月程度の期間を要しているが、受入企業の規模や受入実績による審査の簡略化等によって、2週間程度に短縮をお願いしたい。</p>	<p>外国人技能実習制度（企業単独型）の在留資格認定証明書申請においては、受け入れの都度、講習計画等の22種類の資料を作成し、提出している。多数の海外事業所から、所在地の異なる国内工場に、毎年複数回の技能実習生受け入れを行う企業では、1枚1枚の書類作成の時間はそれほど長くなくとも、必要な書類数が多いため、書類準備に多くの時間を費やしている。</p> <p>在留資格認定証明書申請時の提出書類が削減・簡略化されることで、受入企業の事務コストが削減され、技能実習制度の利用が拡大し、海外人材の育成を通じた国際貢献が促進されることが期待される。</p> <p>加えて、在留資格認定証明書申請から発給に至るまでの期間が長く、約1ヶ月の期間を要するため、タイムリーな受け入れが困難となっている。例えば、現状では、やむを得ず受入時期を延期する場合、再申請を行うと発給までに約1ヶ月かかるため、1ヶ月以上先にしか受入時期を延期できない。発給までの期間が2週間に早まれば、延期先の選択肢が広がり、受入機会を拡大できる。</p>	<p>出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条、第20条</p> <p>出入国管理及び難民認定法施行規則（別表第三）</p>
--------	----------------------------	--	--	---